

静県薬第133号
令和6年5月21日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

医療用麻薬適正使用ガイドの改訂等について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年5月17日付け日薬業発第75号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドは厚生労働省ホームページ（下記URL）にて掲載されているため、割愛させていただきます。

記

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医薬品・医療機器>
薬物乱用防止に関する情報>医療用麻薬・向精神薬の適正管理

○医療用麻薬適正使用ガイド 令和6年

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245820.pdf>

○がんの痛みの治療における医療用麻薬の自己管理マニュアル～医療従事者の役割～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245822.pdf>

○がんの痛みの治療における医療用麻薬の自己管理マニュアル～介護従事者の役割～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245825.pdf>

以上

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 75 号
令 和 6 年 5 月 17 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

医療用麻薬適正使用ガイドラインの改訂等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課において「医療用麻薬適正使用ガイドライン」の改訂等が行われましたので、下記のとおりお知らせします。
医療用麻薬適正使用ガイドラインにつきましては、平成 29 年 7 月 20 日付け日薬業発第 132 号にてお知らせいたしましたが、今般、同ガイドラインについて改訂等が行われ、厚生労働省ホームページにて公表されております。
つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

記

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 薬物乱用防止に関する情報 > 医療用麻薬・向精神薬の適正管理
○医療用麻薬適正使用ガイドライン 令和 6 年

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245820.pdf>

○がんの痛みの治療における医療用麻薬の自己管理マニュアル～医療従事者の役割～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245822.pdf>

○がんの痛みの治療における医療用麻薬の自己管理マニュアル～介護従事者の役割～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001245825.pdf>

以上